

令和 2 年度

第 3 回 第二農地部会定例会議事録

令和 2 年 6 月 29 日 (月)

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和2年度 第3回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和2年6月29日(月) 午後2時00分

会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

19番	上野 栄一	5番	岸 田 健	1番	小山 一成
2番	五十嵐 隆一	9番	大 滝 正秋	10番	滝 沢 記一
17番	岩 崎 欣一	18番	長 瀬 一成	20番	竹原 よし子
21番	望 月 博	22番	山 本 誠信	24番	笠原 浩一

(2) 農地利用最適化推進委員

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一
(牧 区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二
(吉川区) 常山 哲夫
(三和区)

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員… (柿崎) 小池孝志、(頸城) 大島伸一、(吉川) 佐藤正雪
(三和) 高橋浩一、福原弥

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

9番 大滝 正秋 10番 滝沢 記一

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- ② 浦川原区駐在室管内分
議案第 1 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- ③ 大島区駐在室管内分
議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- ④ 牧区駐在室管内分
議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- ⑤ 柿崎区駐在室管内分
議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ⑥ 大潟区駐在室管内分
議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ⑦ 頸城区駐在室管内分
議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ⑧ 吉川区駐在室管内分
議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- ⑨ 三和区駐在室管内分
議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

5 会議

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【1. 開会】 (午後2時00分) それでは、これより令和2年度第3回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>(上野部会長あいさつ)</p> <p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>第二農地部会委員数12名の内、本日出席委員12名、欠席委員なしです。上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立している事を報告申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 9番 大滝正秋委員、10番 滝沢記一委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 10番滝沢記一委員の発声をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪安塚区駐在室の議案≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

議 長	<p><u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2101 番の 1 件です。</p> <p>譲渡人は、区内の農地所有適格法人で、当該農地のほか宅地、家屋も含め冬期の雪の管理ができなくなったため、所有権の移転を希望しました。譲受人は、岐阜県から安塚区に移住し、耕作により自給自足の生活をめざし、新規就農を希望されていたことから双方の利害が一致し、今回の申請となりました。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、5 頁の番号 2203 番、2204 番及び 2205 番は、岩崎委員に関連する案件ですので、岩崎委員は一時退席を願います。</p> <p>（岩崎委員退席）</p>
議 長 安塚区 駐在室	<p>それでは、岩崎委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岩崎委員に関連する案件についてご説明いたします。</p> <p>5 頁の番号 2203 番、2204 番及び 2205 番で、借受人は同一人で平成 28 年に農業参入した法人で農地保有適格法人ではないので、解除条件付きの賃貸借契約になっ</p>

	<p>ています。3件とも後ほど農地法第18条第6項の報告案件で説明いたしますが、旧借り手の要望により合意解約し、新規契約するものです。</p> <p>この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員が挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、番号2203番、2204番及び2205番は、原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p>(岩崎委員、席に戻る)</p>
議 長	<p>続きまして、岩崎委員に関連する案件以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岩崎委員に関連する案件以外の案件について、議案書2頁をもとにご説明いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。1の利用権設定ですが3年以内が3件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が岩崎委員の関連案件を除いて1件、計5件、借り手人数4名、貸し手人数5名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田10筆、6,621㎡、再設定が1件、新規設定が4件です。2利用権移転、3所有権移転はなしです。</p> <p>詳細については、3頁の2198番から5頁2202番までの5件を掲載いたしました。それでは、新規の利用権設定4件についてご説明いたします。</p> <p>3頁をご覧ください。3頁2198番2199番及び4頁2201番は譲渡人が自作していましたが、労力不足、高齢化により地域の担い手に依頼するものです。</p> <p>次に3頁2200番は利用権設定満了に伴い元の借り手と合意のうえ、地域の担い手と新規契約するものです。</p> <p>なお、これら5件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は6頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。</p> <p>1の権利の設定の内訳は、10年を超えるものが1件、借り手人数は1名、権利を設定する土地は、地目田が41筆、41,920㎡、畑が1筆、10㎡、新規設定が1件です。2権利の移転は3件で借り手、貸し手共に1名で権利を移転する土地は、田9筆、10,440㎡です。</p> <p>それでは、詳細について説明します。7頁をご覧ください。番号2101番1件です。地域の農事組合法人が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。</p> <p>次に2の利用権移転ですが、8頁をご覧ください。番号2102番から2104番の3件になります。旧借り手が労力不足のため契約の途中ですが、地域の農事組合法人に耕作を移転するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u> 次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 9 頁をご覧ください。番号 2126 番から 2128 番の 3 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条による賃貸借ですが、借受人の要望により解約し、議案第 1 号の集積計画により地域の法人へ貸付ける予定です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><浦川原区駐在室の議案></u> 浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 1 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u> 議案第 1 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 権利の設定について、期間 10 年超が 2 件、借り手人数は 1 名、権利を設定する土地は、地目が田で 15 筆、面積は 10,119.07 m²です。新規のみ 2 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はありません。 それでは新規案件について説明いたします。2 頁をご覧ください。 番号 2520 番は、従前の耕作者である農業生産法人の解散に伴い、新たな担い手に配分されるものです。 なお、従前の農業生産法人と農地中間管理機構との合意解約は後ほど、報告第 1 号で説明させていただきます。 番号 2521 番は、3 月の農地部会に上程いたしました農用地利用集積計画に係る案件ですが、受け手の農業生産法人が解散したため、配分計画が作成できず、改めて、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてご報告いたします。3頁をご覧ください。 番号2564番は、農地中間管理機構から借り受けていましたが、農業生産法人の従業員の退職等により会社の解散を余儀なくされたため合意解約したものです。備考欄に記載した頁と番号は関連案件ですので、ご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><大島区駐在室の議案> 次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、2頁の番号2944番、2945番、3頁2953番、5頁2958番は、滝沢委員に関連する案件ですので、滝沢委員は一時退席を願います。</p> <p>(滝沢委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、滝沢委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。</p>

<p>大島区 駐在室</p>	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いします。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員に関連する案件についてご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定中、3年以内の新規2件、3年を超え6年以内の再設定1件、6年を超え10年以内の再設定1件、8筆、面積8549㎡が該当案件です。</p> <p>2頁をご覧ください。番号2944番、2945番は借り手の経営規模拡大のため契約するものです。なお、後ほど説明する7頁の2908番と2909番は本契約の関連案件です。3頁の番号2953番と5頁の2958番は、借り手の要望により再設定するものです。</p> <p>なお、これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員が挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号2944番、2945番、2953番及び2958番は、原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p>(滝沢委員、席に戻る)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、滝沢委員に関連する案件以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>大島区 駐在室</p>	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員に関連する案件以外の案件について、議案書1頁をもとにご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定ですが3年以内が4件、3年を超え6年以内が7件、6年を超え10年以内が2件、計13件、借り手人数6名、貸し手人数12名、利用権を設定する土地は、田が27筆、面積23,391㎡、新規が5件で再設定が8件です。</p> <p>2の利用権移転はなしで、3の所有権移転は、1件で買い手、売り手人数共に1名、</p>

	<p>所有権を移転する土地は田 6 筆 2,322 m²と畑 1 筆 152 m²です。詳細については 2 頁から 5 頁にかけて掲載いたしましたのでご覧ください。</p> <p>それでは、新規の利用権設定 5 件についてご説明いたします。2 頁の番号 2946 番は、貸し手が高齢化により耕作できないことから近隣で耕作している担い手に貸し付けるものです。なお、後ほど説明いたしますが、8 頁の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約報告案件の 2915 番は関連案件です。3 頁の 2954 番から 4 頁の 2957 番の 4 件は、借り手の経営規模拡大のため契約するものです。</p> <p>6 頁をご覧ください。2961 番は相続により 4 名の共有持分となっていた農地を買い手に贈与し、農地の集積化を図るものです。</p> <p>なお、これら 13 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>7 頁をご覧ください。2908 番から 8 頁の 2915 番の 8 件です。解約事由は貸人の要望が 2 件、借人の要望が 6 件です。返還後の利用計画について他者へ貸し付けが 3 件、他者への貸し付け予定が 4 件です。</p> <p>番号 2911 番は休耕予定ですが、所有者には、農地の管理を指導していきます。番号 2908 番、2909 番、2915 番については備考欄に関連案件の頁と番号が掲載されておりますのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜牧区駐在室の議案＞ 次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p>
議 長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室の井田です。よろしくお願いたします。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 1頁をご覧ください。まず1の利用権設定について、3年超6年以内3件、6年超10年以内1件で合計4件です。借り手4名、貸し手4名で利用権を設定する土地は田11筆、10,524.0㎡で、再設定2件、新規2件です。 2利用権移転、3所有権移転はなしです。 それでは、新規案件の説明をいたします。2頁の番号3434番は高齢で労力不足となったことから、地元の担い手に貸し付けるものです。番号3435番は貸し手の要望で地元耕作者と合意解約し法人に貸し付けるものです。 詳細は2頁、3頁に記載いたしました。 これら4件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>＜議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞ 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>牧 区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。 4 頁をご覧ください。</p> <p>1 権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 1 件、期間 10 年超が 1 件の計 2 件で借り手 2 名、権利を設定する土地は田 33 筆 26,580.74 m²、新規 2 件です。2 権利の移転はなしです。</p> <p>それでは、内容の説明をいたします。5 頁番号 3309 番、6 頁 3310 番の 2 件とも、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借り受け申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>7 頁、番号 3331 番の 1 件で、農地法第 3 条の規定による賃貸借です。</p> <p>これまでの地元耕作者との賃貸借契約を、今般、牧農林業振興公社との契約に切り替えるために、合意による解約がされたものです。</p> <p>備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	質問がないようですので、本件について、承認いたします。
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内容は、3 年以内が 5 件で計 5 件、借り手人数は 4 名、貸し手人数は 5 名です。利用権を設定する土地は、地目が田で 7 筆 5,349 m²、畑は 1 筆 261 m²、そのうち再設定が 5 件、新規設定はございません。</p> <p>つぎに、2 の利用権移転、3 の所有権移転はございません。</p> <p>詳細については、2 頁の 3929 番から 3933 番までの 5 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>なお、これら 5 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪<u>大潟区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次は大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま</p>

大潟区 駐在室	<p>す。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定は期間 3 年を超え 6 年以内が 1 件、期間 6 年を超え 10 年以内が 1 件、合計 2 件、貸し手、借り手とも 2 名です。利用権を設定する土地は地目が田で 3 筆、4,845 m²で再設定 1 件、新規 1 件です。</p> <p>2 利用権移転、3 所有権移転はなしです。詳細は、2 頁 4732 番、3 頁 4733 番をご覧ください。</p> <p>それでは、新規に利用権を設定する案件 1 件をご説明いたします。3 項をご覧ください。番号 4733 番は譲渡人の高齢化と労力不足により、以前からの知人であり担い手である譲受人と利用権を設定するものです。以上です。</p> <p>これら 2 件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>＜頸城区駐在室の議案＞</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内訳は、6 年を超え 10 年以内が 3 件、借り手人数・貸し手人数ともに 3 名です。利用権を設定する土地は、地目が田で 3 筆、11,864 m²、そのうち再設定が 2 件、新規設定が 1 件です。</p>

	<p>次に3の所有権移転です。件数は1件、買い手人数・売り手人数ともに1名、所有権を移転する土地は、地目が田で1筆、642㎡です。</p> <p>それでは利用権新規設定1件の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。番号5457番です。借り人の状況として父親から息子への農業経営の移譲により新規とした案件です。これまで借り手であった父親との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、借り手を親から息子に変えて、10a当り12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。</p> <p>次に所有権移転の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は3頁をご覧ください。番号5458番の1件です。これまで地主耕作であった「田」1筆について、以前から地主と譲受人との間で売買協議が行われておりましたが、ようやく折り合いがついたことから、今般上程する運びとなったものでございます。現況は維持管理の状態ですが、売買後はそばの作付を予定しております。対価額につきましては、双方協議により設定したものであります。</p> <p>これら4件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
大滝委員	<p>10a当りの対価額について、円単位というものはあまり馴染みがないがどういうことか？ 買収面積に対する対価額を先に決定したものか？</p>
頸城区 駐在室	<p>そのとおりです。買収面積に対する対価額を10a当に換算し算出したため、円単位の表記となったものであります。</p>
大滝委員	<p>承知しました。</p>
議 長	<p>他にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p>≪吉川区駐在室の議案≫</p>

議 長	<p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p>
吉川区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 6 年を超え 10 年以内の 2 件のみです。借り手 2 名、貸し手 2 名で、利用権を設定する土地は、田が 15 筆 9,320 m²、畑は 4 筆 1,607 m²で、いずれも再設定です。利用権移転、所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁に掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>これら 2 件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p>
吉川区 駐在室	<p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 3 頁をご覧ください。本件は、基盤強化促進法による賃借権の設定であります。借人の労力不足により合意解約するものです。なお、返還後は他者貸付予定となります。</p> <p>届け出が今となってしまう、時期的には耕作途中での移動であります。現場は特定作業受委託で進んでいます。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>≪三和区駐在室の議案≫</p> <p>次是三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について≫</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>1頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」8603番から8604番までの2件を説明いたします。</p> <p>8603番是三和区浮島地内に集会施設を建築するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。</p> <p>申請地は県営ほ場整備事業・三和西部地区施行済みの農地で、土地改良事業の創設換地により集会施設用地を確保したことから、集会施設を建築するものです。土地改良事業により農地を農地以外の用途で使用する場合は、農地転用の手続きが必要となるものです。</p> <p>申請地は圃場整備された10ヘクタール以上の一団の農地に接していることから、農地区分は良好な営農条件を備えている第1種農地に該当しますが、土地改良法第7条第4項に規定する非農用区域と定められた区域内にある土地を当該土地改良事業計画に定められた用途に供する行為に該当するため、許可は可能となります。</p> <p>土地利用計画は集会施設1棟・建築面積58.38㎡、駐車スペース149.33㎡で、建蔽率は12.97%となります。工期は令和2年7月1日から令和2年10月31日までです。</p> <p>転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は地下に浸透することから、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、転用計画の確実性は高く、土地利用についても妥当なものと判断いたしました。</p> <p>次に8604番について説明いたします。</p> <p>8604番是三和区神田地内に農家住宅を建築するものです。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。</p> <p>転用者は現在、市内のアパートで暮らしてありますが、子供が生まれ、住まいが手狭になったことから、子育てや将来の事を考え、父親が所有する申請地に新築することを計画いたしました。</p> <p>土地は譲渡人である父から無償で借りられることから、申請地に使用貸借権を設</p>

	<p>定し、農家住宅を建築するものです。</p> <p>申請地は圃場整備された10ヘクタール以上の一団の農地に接していることから、農地区分は良好な営農条件を備えている第1種農地に該当しますが、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。</p> <p>土地利用計画は農家住宅1棟・建築面積85.28㎡、農機具置き場・雪置き場のスペース153㎡、駐車場100㎡で、建蔽率は12.49%となります。工期は令和2年7月1日から令和2年11月14日までです。</p> <p>転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は市道側溝へ流出することから、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、転用計画の確実性は高く、土地利用についても妥当なものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>6頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」番号8700番1件について説明いたします。</p>
	<p>利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が1件です。借り手、貸し手ともに1名です。利用権を設定する土地は、田が7筆11,536.49㎡、再設定であります。</p> <p>2利用権移転、3所有権移転はなしです。</p> <p>詳細については、7頁に記載のとおりです。</p> <p>この1件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>8頁、議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」番号8606番1件について説明いたします。</p> <p>1権利の設定は、期間は10年を超えるものが1件です。借り手人数は1名です。権利を設定する土地は、田が4筆9,720㎡、新規設定であります。2権利の移転はございません。詳細については9頁をご覧ください。</p> <p>番号8606番は、農地中間管理機構から借り受ける田4筆のうち、3筆は登記簿面積により賃料を支払うことから、賃借料及び10アール当たりの記載欄は、登記簿面積に乘じ算出した年間の賃料64,032円、10アール当たりの小作料は、(カッコ)書きで8,000円、12,000円、4,200円、1筆は実耕作面積により賃料を支払うことから、実耕作面積に乘じ算出した年間の賃料20,464円、10アール当たりの小作料は()書きで8,000円と表記いたしました。</p> <p>賃借料4,200円については、農地の形状が不整形であることから、小作料が低額に設定されています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>

議 長	<p>【7. 閉会】</p> <p>本日の令和2年度第3回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時02分終了)</p>
-----	--